

東京都立大学図書館貴重資料取扱要綱

17 首都大図書第 325 号

制定 平成 18 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都立大学図書館利用規程（平成 17 年度法人規程第 19 号。以下「利用規程」という。）第 9 条第 2 項第 1 号に規定する貴重資料室内資料（以下「貴重資料」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
（23 首都大管図書第 307 号・24 首都大管学情第 600 号・3 都立大管学情第 527 号・一部改正）

(基準)

第 2 条 東京都立大学図書館（以下「図書館」という。）における貴重資料とは、次の各号に掲げるいずれかの基準を満たすものとする。

- (1) 一定の時期以前の刊本又は写本
 - ア 和書は、1867 年（幕末）以前に印刷又は書写されたもの
 - イ 漢籍は、1911 年（辛亥革命）以前に印刷又は書写されたもの
 - ウ 朝鮮本は、1910 年（李王朝末）以前に印刷又は書写されたもの
 - エ 洋書は、1850 年以前に印刷又は書写されたもの
- (2) 前号に定める時期以降に印刷又は書写されたもので、次に掲げるもののうち、資料的価値が高いと認められるもの
 - ア 伝本が極めて少ないもの
 - イ 類書の少ない分野で、特色のある内容のもの
 - ウ 印刷、用紙、装丁等において出版史的な価値のあるもの
 - エ 名家自筆の稿本、初版本及び書簡の類
 - オ 名家旧蔵、書入等がある刊本、写本及び名家自筆の写本
- (3) 次に掲げるもののうち、特に歴史的又は資料的価値が認められるもので、稀少なもの
 - ア 錦絵、版画又は双六類
 - イ 拓本類
 - ウ 古地図
 - エ 写真
 - オ 楽譜
 - カ その他一枚物

(4) 一定の主題又は形態の集書として、保存若しくは利用上特別な配慮が必要と認められるもの

(5) 東京都立大学（東京都立大学条例等を廃止する条例による廃止前の東京都立大学条例（昭和34年東京都条例第2号）第1条第1項の東京都立大学を含む。）関係資料（東京都立大学関係者又は機関により刊行された資料、東京都立大学に関する出版物等）及び首都大学東京関係資料（首都大学東京関係者又は機関により刊行された資料、首都大学東京に関する出版物等）のうち、図書館で貴重資料として保存することが適当と認められるもの

（23 首都大管図書第 307 号、31 首都大管学情第 615 号・3 都立大管学情第 527 号・一部改正）

（貴重資料の認定）

第3条 前条に基づく貴重資料の認定を行うため、必要に応じ東京都立大学学術情報基盤センター委員会規程（平成24年度法人規程第13号）第8条第3項に規定するワーキンググループとして図書・学術情報部会の下に貴重資料認定委員会（以下「委員会」という。）を設けることができる。

（24 首都大管学情第 600 号・3 都立大管学情第 527 号・一部改正）

（委員会の構成）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学術情報基盤センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 学術情報基盤センター委員会図書・学術情報部会（以下「部会」という。）委員の中からセンター長が指名する者
- (3) 東京都立大学管理部学術情報基盤センター事務室事務長
- (4) 本学教員の中からセンター長が指名する者

2 前項に掲げる者のほか、特定分野に関し専門的な立場にある者を臨時に委員として委嘱することができる。

3 委員会に委員長を置き、委員長はセンター長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

（24 首都大管学情第 600 号・3 都立大管学情第 527 号・一部改正）

（受入れ）

第5条 貴重資料の受入れは、委員会の認定に基づき、センター長が決定し、部会へ報告するものとする。

（24 首都大管学情第 600 号・4 都立大管学情第 316 号・一部改正）

（整理）

第6条 集書類は、原則として所蔵家別に整理する。

2 前項以外のものについては、一般図書に準じて整理する

(3 都立大管学情第 527 号・一部改正)

(修復及び保存)

第 7 条 修復は、評価を行い、その評価に基づき計画的に実施するものとする。

2 保存場所は、防湿、防虫、防塵対策等必要な処置を講じ、適切な環境を保たなければならない。

3 原物の保存性と学術資料としての有用性を両立させるため、複製物の作成及び提供に努める。

(23 首都大管図書第 307 号・3 都立大管学情第 527 号・4 都立大管学情第 316 号・一部改正)

(利用者)

第 8 条 利用できる者は、利用規程第 5 条に該当し、学術文化の向上に資することを目的とする者とする。

(23 首都大管図書第 307 号・一部改正)

(利用方法)

第 9 条 利用方法は、次に掲げるとおりとする。ただし、利用する資料でマイクロフィルム及びデジタルデータ等の複製物があるものについては、原則としてこれを利用する。

(1) 閲覧及び複写

(2) 出版、放映及び出陳等（以下「二次利用」という。）のための複製

(24 首都大管学情第 600 号・一部改正、3 都立大管学情第 527 号・一部改正・旧第 11 条繰上げ)

(利用手続)

第 10 条 利用者が、次の各号に掲げる利用を希望する場合は、当該各号の手続を行わなければならない。

(1) 閲覧及び複写を希望する者は、貴重資料閲覧・複写申請書（別記第 1 号様式）を提出し、別記第 2 号様式によりセンター長の許可を受けなければならない。

(2) 二次利用のための複製を希望する者は、貴重資料複製申請書（別記第 3 号様式）を提出し、別記第 4 号様式によりセンター長の許可を受けなければならない。

(24 首都大管学情第 600 号・31 首都大管学情第 615 号・一部改正、3 都立大管学情第 527 号・一部改正・旧第 12 条繰上げ、4 都立大管学情第 316 号・様式改正)

(利用許可)

第 11 条 前条による申請を受けた場合は、センター長は、次に掲げる事項を勘案

し、利用を許可する（以下「利用許可」という。）ものとする。

- (1) 資料の保存上支障がないこと。
- (2) 著作権上問題がないこと。
- (3) その他、当該利用が不適當なものでないこと。

(24 首都大管学情第 600 号・一部改正、3 都立大管学情第 527 号・一部改正・旧第 9 条繰下げ)

(利用許可の条件)

第 12 条 利用許可に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 利用に当たっては、職員の指示に従うこと。
- (2) 原資料の原状に変更を加えないこと。
- (3) 原資料を複製する場合は、フィルム撮影又はデジタル撮影とし、フィルム又はデジタルデータ等の複製物を寄贈すること。この場合において、当該複製物を原資料の代替えとして利用、公開することを了承すること。
- (4) 二次利用により制作された物には、所蔵館名を明記し、当該制作物の複製物等を提出すること。
- (5) 申請内容に変更があった場合は、速やかに申し出ること。
- (6) その他、資料の保存及び権利保護等のためセンター長が必要と認めた条件に従うこと。

(24 首都大管学情第 600 号・一部改正、3 都立大管学情第 527 号・一部改正・旧第 10 条繰下げ)

(利用の特例)

第 13 条 貴重資料は原則として貸出ししない。ただし、利用目的が、学術又は文化の向上のための展示である場合に限り貸出（以下「展示貸出」という。）をすることができる。

(3 都立大管学情第 527 号・一部改正・旧第 15 条繰上げ)

(展示貸出の許可)

第 14 条 展示貸出の許可（以下「展示貸出許可」という。）は、第 11 条各号に規定する事項のほか、次の各号に掲げる全てに該当する場合に限り行うものとし、センター長が決定する。

- (1) 学術又は文化の向上に資することを目的とした展示であること。
- (2) 展示環境条件が充実していること。
- (3) 非営利であること。

2 展示貸出の許可に当たっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 梱包、運搬、展示場所、展示方法等について職員の指示に従うこと。
 - (2) 貸出期間は、30 日以内とすること。
 - (3) 所蔵館名を明示すること。
 - (4) 目録を作成した場合は、寄贈すること。
 - (5) 貸出資料について複製物がない場合は、マイクロフィルム又はデジタルデータ等の複製物を作成し事前に寄贈すること。この場合において、当該複製物を原資料の代替えとして利用、公開することを了承すること。
 - (6) 原資料の原状に変更を加えないこと。
 - (7) 申請内容に変更があった場合は、速やかに申し出ること。
 - (8) その他、資料の保存及び権利保護等のためセンター長が必要と認めた条件に従うこと。
- 3 展示貸出の手続は、貴重資料展示貸出申請書（別記第 5 号様式）及び添付書類（展示会開催要項、施設概要、展示環境、防火設備証明書及び運搬方法等）を提出し、別記第 6 号様式によりセンター長の許可を受けなければならない。

（24 首都大管学情第 600 号・一部改正、3 都立大管学情第 527 号・一部改正・旧第 16 条繰上げ、4 都立大管学情第 316 号・様式改正）

（利用許可及び展示貸出許可の取消し）

第 15 条 センター長は、利用者が、第 12 条又は第 14 条第 2 項の条件に違反した場合は、利用許可及び展示貸出許可を取り消すことができる。

（24 首都大管学情第 600 号・一部改正、3 都立大管学情第 527 号・一部改正・旧第 17 条繰上げ）

（弁償）

第 16 条 利用した資料の原状に変更又は損傷を生じさせた場合は、利用者の責任で修復しなければならない。ただし、修復できない場合は、相当額を弁償するものとする。

（3 都立大管学情第 527 号・一部改正・旧第 18 条繰上げ）

附 則（平成 18 年 3 月 31 日 17 首都大図書第 325 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 31 日 23 首都大管図書第 307 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 24 首都大管学情第 600 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日 31 首都大管学情第 615 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日 3 都立大管学情第 527 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 31 日 4 都立大管学情第 316 号）

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日より施行する。